城東区民センターの諸室では

以下のことが禁止されています



大会議室1・2

- ・音響機器 (マイク・スピーカーなど) の使用
- 楽器練習
- ・大きな声を出す行為(合唱や発声練習など)



(大会議室の間仕切り<mark>は防音性になって</mark>おらず、隣の部屋の利用者の迷惑になるため)

・大会議室1・2<mark>を両室借りる場合は、上記すべて可</mark> ※ただし、太鼓やドラムなど、打楽器の使用は両室使用時も禁止です



多目的室

- ・音響機器 (マイク・スピーカーなど) の大音量での使用
- ・複数人での楽器練習(個人練習は可)
- ・打楽器の使用
- 飲食



中会議室・小会議室1・2・3

- ・音響機器 (マイク・スピーカーなど) の使用
- ・楽器練習・飲食
- ・大きな声を出す行為(合唱や発声練習など)
- ・墨、絵の具の使用

WEB申込みの際は必ず電話で 利用内容についてご相談ください

【城東区民センター:06-6932-2000】